

## 随意契約の結果及び契約の内容

工事名称	憲政記念館代替施設移転に伴う構内交換設備他接続替工事
工事概要	<p>憲政記念館の建替えに伴う現建屋の解体及び掘削を行う際に、既設配管が支障となるため、配管ルートの移設が必要となる。 同配管内には、憲政記念館及び国会参観バス駐車場並びに国会図書館で利用する各種通信ケーブルが敷設されている。 本工事は、既設ケーブルの配線引き戻し及び接続並びに試験等を行うものである。</p> <p>工事内容 構内交換設備用通信ケーブル他接続替</p>
契約年月日	令和4年1月31日
契約の相手方の商号又は名称及び住所	<p>沖電気工業株式会社 東京都港区虎ノ門1-7-12</p>
契約金額	4,785,000円
予定価格	4,794,900円
随意契約によることとした理由	<p>会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第三号 本工事は、本院構内に設置してある事務用電話交換設備及び特殊交換設備を含めた通信設備の接続替えを行うものである。 本通信設備は、用途別の複数の交換機で構成され、各交換機において本院独自の仕様が施されており、かつ、交換機間及び付属機器間での連携制御並びに中央制御部等において、製造者特有の性能・機能・固有制御技術が組み込まれており、作業を行う場合には、これら技術的な特殊要素を含めた的確な判断が必要とされる。 そのため、適正で計画的な施工が求められ、設備の状態を正しく捉え、要求仕様の確保、的確な設備診断の確保、迅速性の確保、工事の円滑かつ適切な対応が要求される。 これらは、必須の要求である。 当該相手方は、特殊交換設備を含めた製造者かつ、本院通信設備にも精通し、万一の臨機対応が可能であることから、本契約の目的を安全確実に、かつ調査・試験調整も含めた本工事において、短期間の工期内に迅速に履行できるのは、当該相手方以外になく、当該相手方と契約する必要がある。</p>
工事場所	東京都千代田区永田町1-1-1 外
工事種別	電気通信工事
工期	令和4年2月1日から令和4年3月15日まで
変更契約年月日	
変更金額	
変更後の契約金額	
変更契約の理由	